

草加市立図書館協議会条例

〔 昭和 4 8 年 1 0 月 1 日 〕
条 例 第 4 4 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和25年法律第118号)第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、草加市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、図書館法第 1 4 条第 2 項に規定する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 2 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから草加市教育委員会(以下「委員会」という。)が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、任期中において特別な事由があるときは、委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の 3 分の 1 以上の要請があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

草加市審議会等運営規則

〔平成12年4月1日〕
規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関(以下「審議会等」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第24条第2項の規定により会議の公開を決定した審議会等は、別表第1のとおりとする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決したときは、この限りでない。

2 草加市情報公開条例第24条第2項の規定により会議の非公開を決定した審議会等は、別表第2のとおりとする。

(会議録の作成)

第3条 審議会等は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 傍聴者数(会議を公開した場合)
- (8) 非公開の理由(会議を非公開とした場合)
- (9) 審議の概要
- (10) その他

2 会議録には、審議会等の長が指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

草加市審議会等傍聴規則

平成12年4月1日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第24条第2項の規定により公開と決定された審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 審議会等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴証)

第3条 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、審議会等の長の許可を得て、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者は、会議の傍聴中傍聴証を左胸部に着用し、会議終了後、傍聴証を係員に返却しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 審議会等の会議を傍聴する者は、会場内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) プラカード、旗等を持ち込み、又ははちまき、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 審議会等の長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。